

受付番号：

様式第 1 号

年 月 日

宇部市長 様

申請者

所在地	※法人(会社)は法人登記の本店所在地、個人事業主は住民票の住所を記載 〒 ー
法人名・屋号	
代表者職・氏名	※個人事業主は職名不要

宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付申請書

宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金の交付を申請するため、宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者の基本情報

業種分類	☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ 運輸業 ☐ サービス業(飲食業・生活関連サービス業など) ☐ その他 ()
省エネ設備を導入する事業所の所在地	宇部市
資本金の額	円
常時使用する従業員数	人

2 省エネ設備導入の内容

製品の種類 ※要綱別表 1 補助対象設備の「製品の種類」を記載してください。	
省エネ設備の設置工事予定期間	(開始予定) 年 月 日 (完了予定) 年 月 日
省エネ設備導入経費(税込)	円
省エネ設備導入経費(税抜) 【A】	円
補助申請金額 【A】× 1/2 (1,000 円未満切捨)	円

3 担当者の氏名、連絡先等

【担当者の所属】 _____
 【 職 名 】 _____
 【 氏 名 】 _____
 【 電話番号 】 _____

4 確認・誓約事項

下記の事項を確認、誓約した項目については、☒（チェック）をご記入ください。

☒ 欄	確 認 事 項
☐	「宇部市中小企業者等省エネ設備導入補助金交付要綱」に定める事項をいずれも遵守することを誓約する。
☐	この申請書に記載された事項及び提出書類の内容に偽りはないことを誓約する。
☐	市内で事業を行っており、省エネ設備を導入する市内の事業所で引き続き事業を5年以上継続する意思を有する。
☐	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業）を行っていない。
☐	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係のある事業者及び個人ではない。また、今後においても関係を持つ意思はない。
☐	申請及び交付内容の確認のために行う事情聴取、追加資料の提出、現地確認等の調査に応じる。
☐	導入する省エネ設備については、国や他の地方公共団体が行う他の補助金等（助成金、補助金などの金銭給付の一切）を受給しない。
☐	この補助金の要綱に違反したとき、又は補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき、市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めた場合、補助金の返還に異議なく応じる。
☐	宇部市からの指名停止措置を受けていない。
☐	この申請により入手する個人情報に関し、この補助金の目的の範囲内で使用されることに同意する。

【添付書類】

- (1) 申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書又はその写し
(発行日から6月以内のもの)
- (2) 申請者が個人の場合は、本人確認書類の写し（免許証等）
- (3) 市内の事業所の所在地が確認できる書類（本社が市外の場合のみ）
- (4) 直近の確定申告書の写し（開業間もない場合は開業届の写し）
- (5) 「証明日現在、市税に滞納がないことを証明します。」と記載がある宇部市が発行した納税証明書又はその写し（発行日から3月以内のもの）
- (6) 省エネ設備の導入に要する経費の見積書及び見積内訳書又はその写し
- (7) 位置図、平面図及び省エネ設備の内容等が確認できる図面
- (8) 省エネ設備導入前の該当箇所等の写真
- (9) 賃貸物件である場合は所有者の同意書
- (10) その他、市が必要とする書類（追加で提出いただくことがあります。）

※ 受付番号は記入しないでください。

※ 実績報告書は、省エネ設備の導入完了後30日以内に提出してください。なお、導入完了後30日以内に令和8年2月27日を迎えるものは、令和8年2月27日までに提出してください。